

消防法における自家発電設備の位置付け

- 消防法では、用途や規模等に応じて、消防用設備等を技術上の基準に従って設置することが義務付けられている。(消防法第17条)
- 当該技術上の基準として、火災時に常用電源が停止した場合においても消防用設備等が正常に稼働するように、消防用設備等に非常電源を附置することを求めている。(消防法施行令第11条第3項第2号ロ(7)他)
- さらに、非常電源の種類には、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備があり、延べ面積1000㎡以上の特定防火対象物にあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備を設置することを求めている。(消防法施行規則第12条第4号他)
- これらの基準に基づき設置された自家発電設備は、定期に点検し、消防署長等へ報告をする必要がある。(消防法第17条の3の3他)



キュービクル式自家発電設備の例



キュービクル式以外の自家発電設備の例